

内部管理責任者資格試験実施要領

平成 21 年 4 月 1 日 制定

平成 24 年 1 月 1 日 一部改正

1. 受験資格

- (1) 会員の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）
- (2) 会員の従業員（出向により受け入れた者（以下「出向者」という。）を含み、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律に規定する派遣労働者（以下「派遣労働者」という。）を除く。）
- (3) 会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「会員支配会社」という。）の役員又は会員支配会社の従業員（出向者及び派遣労働者を除く。）

2. 試験の内容

- (1) 試験の科目
 - ① 内部管理・法令遵守に関する基本的知識
 - ② 金融商品取引法、関係政府令等
 - ③ 本協会定款、規則等
 - ④ その他関係法令
- (2) 出題の範囲
内部管理責任者として、会員の金融先物取引業務の内部管理を行うに必要な金融商品取引法その他法令諸規則等に関する知識及び実務的知識について出題する。
- (3) 問題の形式及び数
二者択一方式による 60問とする。
- (4) 試験時間
60分とする。
- (5) 合格判定基準
300点満点（各問5点満点）とし、その7割（210点）以上得点した者を合格者とする。

3. 試験の執行

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日以降、毎日実施する。（ただし、祝日及び年末年始を除く。）
- (2) コンピュータによる試験とし、ボタン操作により解答するものとする。
- (3) 各受験者は、別に定める試験会場の中から任意に選択できるものとする。

4. 受験手続及び受験料

- (1) 受験申込は、別に定める方法により、会員単位で行うものとする。
- (2) 受験料は、実費を徴収するものとし、受験申込の際に支払うものとする。

5. 不正の手段による受験等

- (1) 不正の手段により試験を受けた者及び受けようとした者（以下「不正受験者」という。）に対しては、その試験を停止すること又は不合格として取り扱うことができる。
- (2) 本協会は、不正受験者に対しては、1 年以内の期間を定めて試験を受けさせないことができる。

6. 不合格者の取扱い

- (1) 試験を受け、不合格となった者は、当該受験日から 30 日を経過する日までは、試験を受けることができない。
- (2) 試験を受け、初回の試験から 3 回連続して不合格となった者は、当該 3 回目の試験の受験日から 180 日を経過する日までは、試験を受けることができない。
- (3) 上記(2)の規定により、180 日を経過した後最初に受ける試験については、初回の受験とみなし、以後の受験については、上記(1)及び(2)の規定を適用する。